



8月15日(火)は投票日

忘れずに投票しましょう

福島町長及び町議会議員選挙

●告示日

8月10日(木)

●投票日

8月15日(火)

投票できる方

▽年齢要件

平成17年8月16日までに生

まれた方

▽住所要件

令和5年5月9日までに転入手続きをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方

投票所入場券

投票所入場券は、選挙人名簿に登録されている方へ、8月8日～10日頃、ハガキで郵送します。

投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

なお、入場券を紛失したり、忘れたりした場合でも、投票所の受付で本人と確認できれば投票することができます。

期日前投票

投票当日に仕事や旅行等のやむを得ない理由で投票所に行けない方は期日前投票を行うことができます。

投票所入場券をご持参下さい。

なお、投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめご記入いただく、受付が早く済みます。

▽期間

8月11日(金)～14日(月)

▽場所及び時間

・福島町役場 1階ロビー
午前8時30分～午後8時
・吉岡支所
午前8時30分～午後5時

不在者投票

当日の投票や期日前投票ができない方は、不在者投票をすることができます。

①仕事や旅行先での不在者投票

滞在先の選挙管理委員会です。不在者投票をすることができます。請求用紙は、選挙管理委員会にありますので、滞在先の住所・電話番号を書いたメモ等を持参のうえ、手続きしてください。

なお、郵送期間等の日数を必要としますので、お早目に手続きをお願いします。請求用紙は、町ホームページからダウンロードできます。

②病院等での不在者投票

病院などへ入院、入所している方でその施設が不在者投票指定施設(町内は陽光園)であればその施設で不在者投票をすることができます。

③郵便による不在者投票

身体に重度の障害(1～3級)のある方(一定の要件あり)や要介護5の認定を受けている方は、申請により「郵便による不在者投票」をすることができます。

不在者投票の請求手続きは、

告示前でもすることができますので、詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報等

①選挙公報は候補者の氏名・経歴・政見・写真等が掲載されており、8月11日頃、全世帯へ配布します。(※選挙が執行されなくなった場合

合は発行しません)
②ポスター掲示板は、町内38箇所に設置します。

当日の投票時間

▽千軒

午前7時～午後5時

▽千軒以外の地区

午前7時～午後6時

開票

即日開票で、8月15日(火)の午後7時(予定)から総合体育館で行います。

開票結果は、総合体育館及び吉岡支所玄関、町ホームページに掲載します。

～ご理解をお願いします～

選挙当日【15日(火)】は、各投票所の事務従事のため、役場窓口は少数で対応することになります。

少々お待ちいただくこともあるかもしれませんのでご理解をお願いします。